

◎新潟県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年4月7日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市南区牛崎315番地 荒井 誠一

就任年月日 平成27年3月21日